

10 期間の計算

28-1 起算点と満了点

期間=ある時点からある時点までの継続した時の区分

①時・分・秒を単位とする計算=即時より起算点になる(139条)

②日・週・月・年を単位とする計算=初日が完全に24時間あるとき以外は初日を数えない(140条)

★平成21年1月8日午前0時から起算

例平成21年1月8日午後1時に「今から3日間」=初日が24時間ないので、初日を数えず1月9日午前0時が起算点、1月11日が末日としその午後12時が満了点となる。

③月・年で期間を定めたら

日数に換算せずに暦に従って計算する(143条)

月または年の最初から期間を起算しない場合は、起算日に相当する日の前日を末日とする。

(143条2項)★平成21年1月1日午前0時から起算

例平成21年1月8日午後1時に「今から3ヶ月間」=1月の最初から起算できないので、1月9日午前0時を起算点、3月9日の前日である3月8日を末日としその午後12時が満了点となる。

例平成21年1月8日午後1時に「今から1年後」=21年の1月1日から起算できないので、1月9日午後0時を起算点、暦で平成21年1月8日に相当する1年後日は平成22年1月8日、その前日1月7日を末日とし、その午後12時が満了点となる。

④末日が日曜・祝日・その他の休日に当たるときで、その日には取引をしない慣習であれば、その次の日を末日にする(142条)

28-2 年齢の数え方

年齢計算に関する法律=初日も数える

例平成21年1月8日午後11時59分に生まれた人が二十歳になるのは、例え1分であっても初日も数えるので、平成41年1月7日午後12時。